

水俣市訓令第8号

水俣市特定健診受診率向上事業の委託について、プロポーザルによる手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

水俣市長 高岡 利治

水俣市特定健診受診率向上事業 業務委託に係るプロポーザル募集要領

1. 趣旨・目的

データを活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり。

- (1) 委託業務名 水俣市特定健診受診率向上事業
- (2) 見積限度額 4,117,696 円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者だけが応募できるものとする。

- (1) 機械学習の機能がある人工知能を用いたデータ分析ができること。
- (2) 健診対象者の健診受診の予測値をもとに健診対象者の優先順位をリスト化が可能なこと。
- (3) 本事業で使用する通知物（受診勧奨用資材）は、ナッジ理論等を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた内容となっていること。
- (4) LGWAN を通じてデータ提供が可能なこと。
- (5) 本業務による受診率の変化などについて、委託期間中の最新データに基づいて効果検証を実施し、その結果を報告書として作成・報告すること。
- (6) 人口規模が水俣市（特定健康診査対象者数4,000名程度）と同等規模以上の自治体において、本業務と同様の業務を受託し、少なくとも3%以上の受診率向上実績を10件以上有すること。ただし、新型コロナウイルスの影響がある令和3年度の実績は含めないものとする。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 の認証を受けているこ

と。

- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (10) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (11) 当該募集要領公表日及びプレゼンテーション実施日において、水俣市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

4. 公募から契約履行までの日程

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 募集開始・仕様書等の配布（公開） | 令和 7 年 4 月 18 日（金） |
| (2) 質疑受付 | 令和 7 年 4 月 21 日（月）～4 月 30 日（水） |
| (3) 質疑回答（予定） | 令和 7 年 5 月 8 日（木） |
| (4) 公募参加意向の申請 | 令和 7 年 5 月 15 日（木） |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和 7 年 5 月 21 日（水） |
| (6) 企画提案書提出締切日 | 令和 7 年 5 月 30 日（金） |
| (7) プレゼンテーション実施（予定） | 令和 7 年 6 月 6 日（金） |
| (8) 結果通知（予定） | 令和 7 年 6 月 13 日（金） |
| (9) 契約締結（予定） | 令和 7 年 6 月 20 日（金） |

5. 募集における応募、審査等の手順

(1) 仕様書等の入手

仕様書等関係書類及び様式は、水俣市のホームページにて配布するので入手すること。

(<https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0034180/index.html>)

(2) 募集要領・仕様書に対する質疑応答の実施

本業務に応募しようとする応募者は、本募集要領、仕様書に記載している内容に対する質問を行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加できる。

i. 質疑の受付

a 受付期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時まで

b 提出方法

質問書（様式 1）に記入の上、「7. 問い合わせ先」の E-mail へ提出すること。

c その他

メールタイトルを「受診率向上事業プロポ質問書（会社名）」とし、「7. 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと

ii. 質疑の回答

a 回答日

令和7年5月8日（木）（予定）

b 回答方法

水俣市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0034180/index.html>)

(3)参加意向申出書の提出

参加希望者は、次のとおり提出すること。

i. 提出書類

a プロポーザル参加意向申出書（様式2）

b 会社案内及び会社概要

c 組織においては、体制がわかる資料（様式任意）

d 受託実績一覧（様式3）

「3. 参加資格. (6)」で示した実績を記載すること。また、記載した実績においては契約書の頭紙の写しを合わせて提出すること。提出書類を確認の上、不備がある場合には当該プロポーザル参加を認めないものとする。

e 納税証明書（写）（発行官公署の様式）

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

f 誓約書（様式4）

ii. 提出期限

令和7年5月15日（木）17時まで

iii. 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

郵送の場合、提出期限までに必着

iv. 提出場所

下記「7. 問い合わせ先」

v. 参加資格確認結果通知

令和7年5月21日（水）までに通知する

(4) 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式5）を下記「7. 問い合わせ先」までに持参又は郵送にて提出すること。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の作成について、A 4 サイズとし、ページ番号を付番すること。企画提案項目は以下の通り。

- i. 対象者の選定及びグループ分け
特定健診の受診率を向上させるため、対象受診者の効果的な分類方法を提案すること。また、その理由を示すこと。
- ii. 属性に応じた通知の内容
分類した対象者それぞれに対する勧奨の内容等、ポイントや手法が分かる提案をすること。
- iii. 受診率向上のための工夫
上記 ii に関連して、最適な通知の作成や行動変容を起こす手法等、受診率向上のための工夫を示すこと。
- iv. 受診結果の効果検証
勧奨による結果の検証方法・内容を示すこと。
- v. スケジュールの提示
無理のない実現可能なスケジュールで示すこと。
- vi. 個人情報の管理
個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。
- vii. 業務の実施体制
提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。
- viii. 実績
類似の受診勧奨業務における実績を示すこと。

(6) 審査

企画提案書、プレゼンテーションにて選考を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。評価点の合計が同点の場合は、評価項目の「内容・企画」、「実績」、「費用」の順で評価点が高い提案事業者を選定する。また、後日、内容に虚偽・過大があったと判断した場合は失格とする。

(7) 契約

優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議のうえ、予定価格以内で、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

6. 留意事項

(1) プレゼンテーション費用

応募書類等の提出、プレゼンテーションへの出席その他応募に関する経費については、全

て応募者の負担とする。

(2) プレゼンテーション日時の決定

プレゼンテーション開催日時などの詳細は、参加資格の確認結果を踏まえ、別途連絡するものとする。

(3) 書類の返却

提出された応募書類は返却しない。

(4) 無効となるプロポーザル

以下のようなプロポーザルは無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・著しく信義に反する行為を起こした場合
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ・その他、要領に違反した場合

(5) 資料の公表

提出された一連の資料は、無断で本業務の契約候補事業者選定以外の目的には使用しない。ただし、水俣市情報公開条例等の法令に基づき、開示請求があった場合、対象文書として開示される場合がある。

(6) 提案書の著作権

提案書の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。

(7) 委託業務の担当者

今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者について変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、やむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

7. 問い合わせ先

〒867-8555

熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

水俣市

担当 市民課 年金医療保険係

電 話：0966-61-1633

E-mail：yamasita-k@city.minamata.lg.jp